

様式A(3) (厚生労働科学研究費  
厚生労働行政推進調査事業費) 補助金交付申請書

令和 5 年 4 月 27 日

厚生労働大臣 殿

(申請者)

所属機関名	公益社団法人全日本墓園協会
部署・職名	理事・主管研究員
氏名(フリガナ)	横田 睦 (ヨコタ ムツミ)
自宅住所	〒183-0053 東京都府中市天神町 1-1-84 パークホームズ府中の森公園サザンコート 201

補助事業名 : 令和5年度 (厚生労働科学研究費  
厚生労働行政推進調査事業費) 補助金  
(厚生労働科学特別研究事業)

申請金額 : 金 8,558,000 円也 (うち間接経費 1,974,000 円)

研究課題名 (課題番号) : 遺体を取り扱う事業者や無縁改葬等の現状調査及び今後の方策検討に資する研究 (23CA2004)

当該年度の研究事業予定期間 : 令和 5 年 4 月 11 日から令和 6 年 3 月 31 日まで  
( 1 ) 年計画の ( 1 ) 年目

上記補助事業について、厚生労働科学研究費補助金等取扱規程(平成10年4月9日厚生省告示第130号。以下「規程」という。)第10条第1項の規定に基づき、国庫補助金を交付されるよう下記の書類を添えて申請します。

記

1. 経費所要額調書(別紙イ)
- ~~2. 外国旅費行程表(別紙ロ)~~
3. 申請金額総括書(別紙ハ)
4. 申請内容ファイル(別紙ニ)

(別紙イ)

## 経費所要額調書

## 1 総括表

(単位：千円)

	物品費	人件費・ 謝金	旅費		その他		計	間接経費 譲渡額	合計
			うち 外国旅費	うち 委託費					
(1)総事業費	428	384	208	0	5,564	3,560	6,584	1,974	8,558
(2)寄付金その 他の収入額							0	0	0
(3)差引額 ((1)-(2))							6,584	1,974	8,558
(4)補助金対象 経費支出予定額	428	384	208	0	5,564	3,560	6,584	1,974	8,558
(5)交付基準額								1,974	8,558
(6)補助金所要 額							6,584	1,974	8,558

## 2 研究者別内訳

研究者			直接経費の 配分予定額	間接経費 譲渡額
所属機関・ 部署・職名	氏名	分担する 研究項目		
公益社団法人全日本 墓園協会  理事・主管研究員	横田 睦		6,584	1,974
公益社団法人全日本 墓園協会  特別研究員	浦川 道太郎		研究代表者一括 計上	0
虎の門法律事務所  弁護士	小松 初男		研究代表者一括 計上	0

特定非営利活動法人 日本環境齋苑協会 主任研究員	森山 雄嗣		研究代表者一括 計上	0
計	名		6,584 千円	1,974 千円

3 機械器具等の内訳（50万円以上の機械器具等を購入する場合に各欄に記入すること。なお、該当がない場合には「機械器具等名」欄に「該当なし」と記入すること。）

機 械 器 具 等 名	数 量	単 価	規 格	納 入 予 定 時 期	保 管 場 所
該当なし					

(  
(別紙ハ)

## 申請金額総括書 (交付申請書添付用)

研究代表者名：横田 睦

研究課題名：遺体を取り扱う事業者や無縁改葬等の現状調査及び今後の方策検討に資する研究（採択された研究代表者の研究課題）

上記の研究課題について、国庫補助金を交付されるよう申請する申請金額の総額は以下のとおりである。

申請金額（総額）：金 8,558,000 円也（うち間接経費 1,974,000円）

(申請者別内訳)

① 申請者名 (研究代表者及び補助金の交付を受ける研究分担者)	② 所属研究機関及び 職名	③ 申請金額 (円)	④ うち間接経費 (円)
横田 睦	公益社団法人全日本 墓園協会  理事	8,558,000	1,974,000

※研究代表者が代表して作成し、様式A(3)に添付して提出すること（補助金の交付を受ける研究分担者がいない場合も作成のうえ、提出すること）。

※当該研究課題について、研究代表者及び補助金の交付を受ける研究分担者が申請する申請金額の総額を記入すること。

## 1 研究目的

### 【研究目的】

研究の目的、必要性及び特色・独創的な点について、適宜文献を引用しつつ、1,000字以内で具体的かつ明確に記入すること。

なお、記入にあたっては以下の点に留意すること。

- ・当該研究計画に関して現在までに行った研究等、研究の最終的な目標を達成するのに必要な他の研究計画と、当該研究計画の関係を明確にすること。
- ・国内・国外の他の研究でどこまで明らかになっており、どのような部分が残されているのかを明確にすること。
- ・研究期間内に何をどこまで明らかにするか、各年度の目標を明確にしたうえで記入すること。

### 【期待される効果】

厚生労働行政の施策等への活用の可能性（施策への直接反映の可能性、政策形成の過程等における参考として間接的に活用される可能性、間接的な波及効果等（民間での利活用（論文引用等）、技術水準の向上、他の政策上有意な研究への発展性など）が期待できるか）を中心に600字以内で記入すること。

なお、記入にあたっては、当該研究がどのような厚生労働行政の課題に対し、どのように貢献するのか等について、その具体的な内容や例を極力明確にするよう留意すること。

### 【流れ図】

研究の目的、方法及び期待される効果の流れ図を記入又は添付すること。

### 【研究目的】※1,000字以内で具体的かつ明確に記入すること。

#### <研究全体の目的>

現在、我が国は高齢社会を背景に死亡者が増加傾向であり、都市部を中心に火葬を行うまでの期間が長期化する傾向があるとの指摘があるほか、新型コロナウイルス感染症の発生を機に遺体の取扱いに係る公衆衛生上の問題に注目が集まる等、死亡から埋火葬されるまでの間について、公衆衛生その他公共の福祉の見地から遺体を適切に取り扱う重要性が増している。

また、遺体を取り扱う事業（葬儀業、遺体安置業、火葬業等）の運営については、国民の宗教的感情に適合することが望ましいが、遺体を取り扱う事業者による遺体へのわいせつや遺体の取り違えの報道がある等、国民の宗教的感情に適合しないと考えられる形で営まれる事例も散見される。

遺体を取り扱う事業者については、墓地・火葬場を除いては許可・認可等の法的規制はなく、特に業界団体に属していない事業者については、どこにどのような業者が存在するかの把握をする方法が現状ないことから、関連通知等が定められても、その周知の徹底が難しいとの指摘がある。

かかる状況下、遺体を取り扱う事業について、国民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われることを促すために、どのような点に具体的な課題があるのかについて、業界団体に属していない事業者を含めて、実態を調査するとともに、どのような方策をとることが考えられるかを検討する必要がある。

その方策の一つとして、例えば、提供されるサービスの水準や内容等について一定の水準や合理性を満たしていることを、業界横断的な第三者が評価し、その基準を満たしている事業者を登録する仕組みが考えられる。この登録をした遺体取扱事業者に対して必要な情報を共有する仕組みも併せて検討に値する。

これらの検討課題に関して、令和4年度厚生労働科学特別研究事業（新型コロナウイルスに感染した御遺体の取り扱いを含む、墓地埋葬に関する法律に関する諸問題の検証研究）において、遺体の取扱いについて、葬儀場や火葬場等での状況に関するアンケート調査を行うとともに、自治体における条例等の制定状況や諸外国での法令の調査が行われており、今後の検討にあたり貴重な資料となるものであるが、

- ・当該アンケート調査において、業界団体に属していない事業者を対象としていなかったことや、質問項目について国民の宗教的感情への適合という点に焦点を置いていなかったこと等から、更に検討を進める上で調査を追加的に行う必要がある。
- ・当該調査においては、今後の方策について具体的な検討までは行われなかったため、その点の検討を加える必要がある。

こうした遺体の取扱いとは別に、無縁墳墓等（死亡者の縁故者がいない墳墓又は納骨堂）の更なる増加が懸念される中、無縁改葬（無縁墳墓等の死体・焼骨を他の墳墓や納骨堂に移すこと）の円滑な実施に資するよう、無縁改葬の手続や無縁改葬後の墓石等の取扱いについて、具体的に示すことが必要との指摘がある。

そこで本研究では、研究計画書に記載したとおり、遺体を取り扱う事業者に関する調査を行った上で登録基準案を作成するほか、無縁改葬の手続及び無縁改葬後の墓石その他の物品の取扱いについて、留意すべき私法上の規定や内容等を整理する。

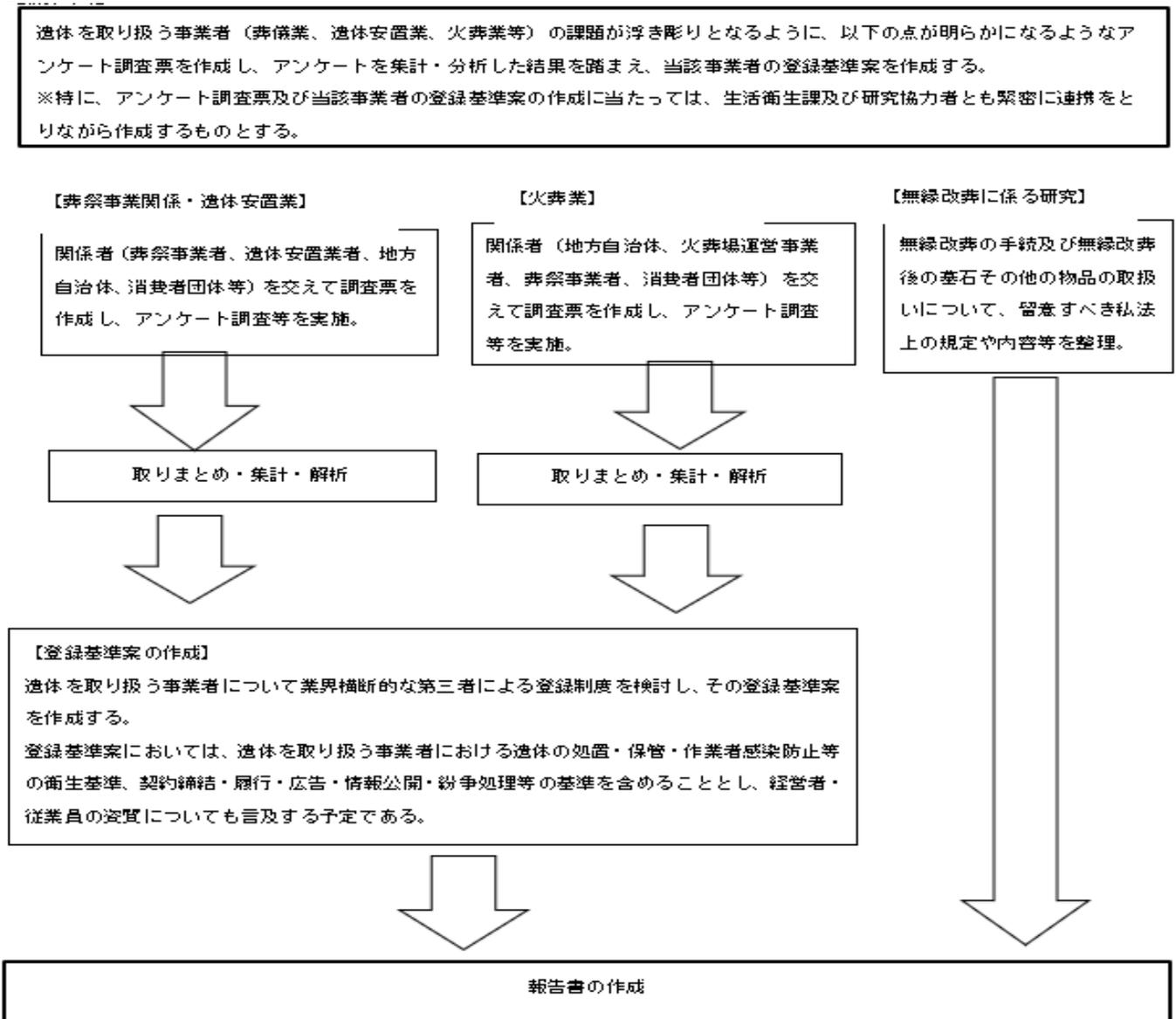
＜各年度の目標＞（単年度の研究の場合は削除すること）

【期待される効果】※600字以内で記入すること。

遺体を取り扱う事業について、国民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを促す観点から、どのような点に具体的な課題があるのかを明らかにすることで、今後の具体的な方策の検討の際に必要な科学的エビデンスの提供ができる。

方策の一つとして、遺体を取り扱う事業者について業界横断的な第三者による登録制度を検討し、その登録基準案を作成することで、今後登録制度に関する議論が本格化したときの議論の土台となることができる。無縁改葬の手続及び無縁改葬後の墓石その他の物品の取扱いについて、留意すべき私法上の規定や内容等を整理することで、無縁改葬の円滑な実施に資することができる。

【流れ図】



## 2 研究計画・方法

研究目的を達成するための具体的な研究計画及び方法を 1, 600字程度 で記入すること。

なお、記入にあたっては、以下の点に留意すること。

- ・当該年度の研究計画・方法を明確にすること（複数年度にわたる研究の場合には、研究全体の計画と年次計画との関係がわかるように記入すること）。
- ・研究計画を遂行するための研究体制について、研究代表者、研究分担者及び研究協力者の具体的な役割を明確にすること。特に、量的・統計的調査を行う場合は、疫学、統計調査の専門家の関与について記入すること。
- ・本研究を実施するために使用する研究施設・研究資料・研究フィールドの確保等、現在の研究環境の状況を踏まえて記入すること。
- ・臨床研究においては、基本デザイン、目標症例数及び評価方法を明確に記入すること。
- ・アンケート等による量的・統計的な調査を行う場合は、質的調査ではなく多数を対象とした量的・統計的な調査とする理由、調査対象の属性・要件、調査票の配布数と期待回収数（サンプルサイズ）の決定方法、核心的な質問項目の具体的な質問内容を記入すること。
- ・海外調査（情報収集を主な目的とした学会参加を含む）を行う場合は、既存資料やインターネットで明らかになっていること、明らかになっておらず現地を訪問して明らかになること、調査対象の機関名等と選定理由、調査対象とのこれまでのコミュニケーションの状況について記入すること。

### <研究全体の計画・方法>

本研究では、多様な観点から検討を加え、適切な成果が得られるよう、墓地・埋火葬に関する法律や実務に精通した専門家である研究代表者のほか、民法・消費者問題の法制度・判例研究・実務の専門家である3名の研究分担者に加え、公衆衛生分野、葬祭関係分野、消費者行政分野の研究協力者も参画する研究班を研究開始時に発足させ、検討を進める。

本研究を進めるにあたっては、

- ・公衆衛生上の問題を検討する際に「安置所等における衛生基準の確立に向けた実証研究」（23LA0501）と連携するほか、
- ・遺体の取扱いについての先行研究である令和4年度厚生労働科学特別研究事業（新型コロナウイルスに感染した御遺体の取り扱いを含む、墓地埋葬に関する法律に関する諸問題の検証研究）を活用する。

なお、以下において、<研究1>とは遺体を取り扱う事業者の課題を調査し登録基準案を作成する研究を、<研究2>とは無縁改葬の手續及び無縁改葬後の墓石その他の物品の取扱いについて留意すべき私法上の規定や内容等を整理する研究をいう。

### 【上半期目処】

#### <研究1>

本研究では、上記研究班の下で、以下のとおり遺体を取り扱う事業者（葬儀業、遺体安置業、火葬業等）について調査を実施する。

#### (1) アンケート調査票の作成（担当：横田・浦川・小松・森山）

遺体を取り扱う事業者（葬儀業、遺体安置業、火葬業等）の課題が浮き彫りとなるように、以下の点が明らかになるようなアンケート調査票を作成する。アンケート調査票の作成にあたっては、生活衛生課及び研究協力者とも緊密に連携をとりながら作成するものとする。

ア 公衆衛生上の問題（遺体の処置・保管・作業者の感染の防止等）

イ 利用者・消費者との契約締結・履行・広告・情報公開・相談窓口・紛争処理等上の問題

ウ 地域住民との問題

エ 経営者・従業員等の資質の問題

オ 行政との関係上の問題（自治体は遺体を取り扱う事業者を把握できているか、遺体を取り扱う事業者への周知をどのように行っているか、等）

#### (2) 以下の事業者にアンケートを実施するとともに集計等を行う。

アンケート対象数が多いことから、集計にあたっては、コストを抑えながら、早急に集計・分析を行うためにWebも活用した集計を行う。必要に応じて、アンケート回答者にヒアリングを行う。

ア 葬儀業関係・遺体安置業（担当：浦川・小松・横田）

事業者団体（全日本冠婚葬祭互助協会、全日本葬祭業協同組合連合会）に属さない事業者も全体的に調査をするという観点から、遺体を取り扱う事業者約2万5千社（※）に対して調査を実施する。

（※）NTTの作成するハローページのデータベースにおいて「葬儀業・葬祭業」を行う会社として登録されている会社数（24,693社）をもとに算定。このデータベースでは取り込めない遺体取扱い業者（遺体安置業の業者等）についても、インターネットにおけるサイト検索や業界関係者の協力等によって、補足予定。

イ 火葬場関係（担当：横田・森山）

衛生行政報告例で示されている「恒常的に使用されている」火葬場（※）について、国内に存在する約 1500 箇所の火葬場について、遺体を取り扱う事業者を全体的に調査するという観点から、全数調査を実施する。

（※）「恒常的に使用している」火葬場とは、過去 1 年以内に稼働実績のある火葬場をいう。

<研究 2 >（担当：浦川・小松・横田）

本研究では、無縁改葬（無縁墳墓等の死体・焼骨を他の墳墓や納骨堂に移すこと）の円滑な実施に資するよう、無縁改葬の手続や無縁改葬後の墓石等の取扱いについて、取扱いを整理し、留意すべき私法上の規定や内容等を整理する。

【下半期目処】

<研究 1 >（担当：横田・浦川・小松・森山）

上記の調査の結果を踏まえて、今後の方策として、遺体を取り扱う事業者について業界横断的な第三者による登録制度を検討し、その登録基準案を作成する。

登録基準案においては、遺体を取り扱う事業者における遺体の処置・保管・作業感染防止等の衛生基準、契約締結・履行・広告・情報公開・紛争処理等の基準を含めることとし、経営者・従業員の資質についても言及する予定である。

<研究 2 >（担当：横田・浦川・小松）

引き続き、無縁改葬の円滑な実施に資するよう、無縁改葬の手続や無縁改葬後の墓石等の取扱いについて、取扱いを整理し、留意すべき私法上の規定や内容等を整理する。

~~<各年度の計画・方法>（単年度の研究の場合は削除すること）~~

### 3 研究実施体制

研究者名 (生年月日) (研究者番号)	所属研究機関 部署 職名	現在の専門 学位 (最終学 歴)	研究倫理教 育の受講の 有無	COI (利益相 反) 委員会 の有無	COI 委員会 への申出の 有無	エフォ ート (%)
横田 睦 (1965. 7. 7) (10720089)	公益社団法人 全日本墓園協会	都市計画、葬送 文化	有	有	有	8
	理事会	東京工業大学 博士 (工学)				
	理事					
浦川 道太郎 (1946. 3. 28) (90063792)	公益社団法人 全日本墓園協会	民事法学	有	有	有	8
	特別研究員	早稲田大学大学 院 法科学研究科 法学博士				
	名誉教授・弁護 士					
小松 初男 (1954. 9. 26) (40720090)	虎の門法律事務 所	法律制度、葬送 文化	有	有	有	8
	弁護士	早稲田大学 法学部				
	法律事務所パー トナー					
森山 雄嗣 (1952. 6. 24) (80951590)	特定非営利活動 法人 日本環境 斎苑協会	公衆衛生、環境	有	有	有	8
	調査・研究	東北大学 理学部				
	主任研究員					

(経理事務担当者について) ※申請者についてのみ記入

経理事務 担当者氏名	大和 義彦	経理事務担当部署名・ 連絡先等	部署名：事務局  電話番号：03-5298-3282  E-mail アドレス： <a href="mailto:info@zenbokyo.or.jp">info@zenbokyo.or.jp</a> <a href="mailto:Ymtyshk0104@gmail.com">Ymtyshk0104@gmail.com</a>
---------------	-------	--------------------	---